最終更新日：2015年12月24日
日立金属株式会社
執行役社長　高橋秀明
問合せ先：経営企画センター　(03)6774-3065
証券コード：5486
http://www.hitachi-metals.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。
このために、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えております。また、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算内容にとどまらず、定期的に個別事業の内容や中期経営計画の開示を行うこととしております。
コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとってまいります。当社は、この内容を反映させた「日立金属グループ企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がとるべき行動の具体的基準としております。
取締役及び執行役の報酬については、取締役及び執行役が中長期的視点で経営方針、中期経営計画及び年度事業予算を立案、決定及び実行することで当社の企業価値を増大させ、ステークホルダーに資する経営を行うことの対価と位置付け、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とすることを方針としております。
なお、当社のコーポレートガバナンスの枠組みについては、コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）、及び会社法に基いて取締役会で定めた内部統制システムに係る基本方針で規定しております。当該基本方針の概要は、「Ⅳ　内部統制システム等に関する事項、1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。また、ガイドラインは、当社のウェブサイト（http://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-csr.html）に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4－11－3】（取締役会の実効性についての分析・評価）
取締役会の実効性についての分析・評価については、今後、評価手法も含め検討し、次年度からの実施を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】（いわゆる政策保有株式）
ガイドライン第7条（上場株式の政策保有に関する方針）を参照ください。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
ガイドライン第8条（親会社との取引）及び第22条（利益相反）を参照ください。

【原則3－1】（情報開示の充実）
(i) 当社の目指すところ（経営理念等）、経営戦略、経営計画
当社の経営理念につきましては、ガイドライン第1条（経営理念）を参照ください。
経営戦略・経営計画につきましては、当社は、2015年度（2016年3月期）を最終年度とする「2015年度中期経営計画」を策定しております。本計画の内容につきましては、当社ウェブサイト（http://www.hitachi-metals.co.jp）に掲載の以下のプレスリリースを参照ください。
・2013年8月6日付「2015年度中期経営計画を策定」
・2014年10月27日付「2015年度中期経営計画の見直しについて」
なお、当社は2015年3月期の連結財務諸表から国際財務報告基準を適用しております。本中期経営計画の最終年度である2016年3月期に係る業績予想につきましては、当社ウェブサイト（http://www.hitachi-metals.co.jp）又は東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております最新の(四半期)決算短信及びプレスリリースを参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針
上記「1．基本的な考え方」及びガイドラインを参照ください。

(iii) 報酬委員会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針及び手続
「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、インセンティブ関係」及び同「取締役・執行役報酬関係」、並びにガイドライン第21条（役員報酬）を参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針及び手続、並びに指名委員会が取締役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続
ガイドライン第12条（取締役会の規模）、第13条（取締役会の構成）、第14条（取締役の適性）、第15条（社外取締役の独立性の判断基準）、第20条（執行役の選任等）を参照ください。

(v) 経営陣幹部及び取締役候補の選任・指名理由
社外取締役の選任理由は、「Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況、社外取締役に関する事項、会社との関係(2)」を参照ください。
社外取締役以外の取締役の選任理由は、次のとおりです。なお、執行役との兼務者につきましては、執行役の選任理由を併せて記載しております。

小西和幸
当社の事業部門の長、米国子会社社長を務め、海外事業企画業務に携わった他、2015年6月まで執行役会長として当社の経営を担った経験を有しており、業務に精通し、高い識見を有していることから、同氏が取締役会における意思決定に加わり、かつ執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定・監督機能の強化と効率性の向上が期待されるため。

鎌田淳一
当社の人事、経営企画業務に携わった他、事業部門の長、米国子会社の社長を務めた経験を有しており、業務に精通し、高い識見を有していることから、同氏が取締役会における意思決定に加わり、かつ執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の意思決定・監督機能の強化と効率性の向上が期待されるため。

高橋秀明（執行役を兼務）
株式会社日立製作所の経営者及び日立グループ企業の社長を務めた経験を有し、2014年4月以降、当社の執行役社長として当社の経営を担ってきたことから、同氏を取締役会の構成員とすることで、取締役会において執行部門の情報の共有化を図るとともに、その経験と知識を活かすことで、取締役会の意思決定機能の強化と効率性の向上が期待されるため。
また、同氏の経験及び知識を活かして取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されることから、同氏を執行役に選任しております。

平木明敏（執行役を兼務）
日立グループ企業の社長及び当社事業部門の長を務めた経験を有し、2012年４月以降執行役常務として当社の経営を担ってきたことから、同氏を取締役会の構成員とすることで、取締役会において執行部門の情報の共有化を図るとともに、その経験と知識を活かすことで、取締役会の意思決定機能と効率性の向上が期待されるため。
また、同氏の経験及び知識を活かして取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため、同氏を執行役に選任しております。

執行役（取締役との兼務者を除く）の選任理由は、次のとおりです。

西家憲一
当社の内部監査業務、IR業務、事業部門における企画等に携わり、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

相佐昌司
当社の営業、グループ管理業務に携わった他、中国子会社の董事長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

大塚眞弘
日立グループにおいて法務業務に携わった他、当社の経営企画業務に携わる等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

岡田裕之
日立グループ及び当社において財務業務に携わる等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

金谷史男
日立グループ及び当社における事業部門の長の補佐を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

坂本康彦
日立グループにおける事業部門の長並びに当社の事業部門の長の補佐及び製造部門の長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

諏訪部繁和
当社の事業部門の長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

瀬尾武久
当社の事業部門の長の補佐及び製造部門の長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

中野英治
子会社の社長及び当社の事業部門の長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

長谷川正人
当社の事業部門の長を務める等、業務について豊富な経験と知識を有していることから、取締役会から委嘱された職務を適正かつ効率的に執行することが期待されるため。

【補充原則４－１－１】（取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要）
当社では、取締役会決議事項を取締役会規則に規定しており、それらは会社法上の取締役会の専決事項（経営の基本方針、内部統制システムの整備に関する基本方針等の決定、執行役の選解任、代表執行役の選定・解職等）に加え、剰余金の配当、新株・新株予約権の発行、並びに一定の規模を超える財産の取得・貸借・処分、債務保証、組織再編等の事項であります。これら以外の事項については執行役社長にその決定を委任しております。

【原則４－９】（社外取締役の独立性判断基準）
ガイドライン第１５条（社外取締役の独立性の判断基準）を参照ください。

【補充原則４－１１－１】（取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
ガイドライン第１２条（取締役会の規模）、第１３条（取締役会の構成）、第１４条（取締役の適性）を参照ください。

【補充原則４－１１－２】（取締役の兼任状況）
取締役選任議案の参考書類に記載しております。なお、取締役選任議案の参考書類は、当社ウェブサイト（http://www.hitachi-metals.co.jp/ir/ir-stock.html）掲載の定時株主総会総会招集ご通知に添付されております。

【補充原則４－１４－２】（取締役に対するトレーニングの方針）

ガイドライン第23条（取締役及び執行役の知識習得）を参照ください。

【原則5－1】（株主との建設的な対話に関する方針）
ガイドライン第5条（情報開示及び対話）を参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日立製作所	226,233,416	52.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,596,000	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,303,000	2.64
ジェーピー モルガン チェース バンク 385078	4,612,752	1.08
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	4,600,972	1.07
日本生命保険相互会社	2,801,787	0.65
ピクテ アンド シー ヨーロッパ エスエー	2,646,000	0.62
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	2,550,256	0.59
エイチエスビーシー バンク ピーエルシー ステート オブ クウェート インベストメント オーソリティー クウェート インベストメント オフィス	2,403,000	0.56
ジェーピー モルガン チェース バンク 380634	2,310,536	0.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社日立製作所 （上場：東京、名古屋）（コード） 6501

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針につきましては、製品販売及び資材等調達取引に関しては、これらの取引一般に係る業務の適正を確保することを目的として取引条件の決定等に係る内部手続を定めた規則を制定しております。また、グループ経
営の観点等から株式会社日立製作所と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある同社との取引その他の施策を行う必要が生じたときは、取締役会に付議し、当該施策の採否を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係においては、事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用して、高品質の製品及びサービスの提供を図っております。
株式会社日立製作所との人的関係につきましては、同社の執行役2名が当社の社外取締役を兼務しております。同社は、当社の取締役会における意見の表明及び議決への参加を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼし得る状況にありますが、上場取引所の定めに基づき
独立役員として指定する社外取締役2名が就任しており、取締役会における審議に当たり、より多様な意見が反映され得ることから、当社は独自の経営判断を行うことができる状況にあると認識しております。当社の業務執行を担う執行役12名は、いずれも同社の役員を兼務しておりません。
株式会社日立製作所との取引関係につきましては、同社との間に日立グループ・プーリング制度による金銭消費貸借その他の取引関係がありま

すが、当社の事業活動は同社との取引に大きく依存する状況にはありません。取引条件は市場金利、市場価格等を参考に双方協議のうえ合理的に決定されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小島啓二	他の会社の出身者											
島田隆	他の会社の出身者											
中村豊明	他の会社の出身者											
町田尚	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
小島啓二					―――	株式会社日立製作所の経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資すると判断し、社外取締役に選任いたしました。業務執行から独立した立場で、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って執行役を監督する機能並びに豊富な経験及び高い見識に基づき経営に対して助言する機能を通じ、取締役会の透明性及び健全性の向上に貢献する役割を担うものと認識しております。

島田隆	○	○	○	○	――	日本メドトロニック株式会社その他国際的製造企業における経営者としての豊富な経験と高度な知識を、より客観的な立場から、当社の経営に反映していただくことが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資すると判断し、社外取締役に選任いたしました。同氏と当社との関係につきましては、上場取引所が定める独立性基準に抵触せず、高い独立性が認められることから、取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しております。親会社及び業務執行から独立した立場で、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って執行役を監督する機能並びに豊富な経験及び高い見識に基づき経営に対して助言する機能を通じ、取締役会の透明性及び健全性の向上に貢献する役割を担うとともに、指名・監査・報酬の各委員会の委員として活動することにより、監督機能を更に強化する役割を果たすものと認識しております。
中村豊明					――	株式会社日立製作所及びそのグループ企業における経営者としての豊富な経験と高度な知識を当社の経営に反映していただくとともに、同氏の就任により日立グループとの緊密な連携を図ることが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資すると判断し、社外取締役に選任いたしました。業務執行から独立した立場で、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って執行役を監督する機能並びに豊富な経験及び高い見識に基づき経営に対して助言する機能を通じ、取締役会の透明性及び健全性の向上に貢献する役割を担うものと認識しております。
町田尚	○	○	○	○	――	日本精工株式会社の経営者としての豊富な経験と高度な知識を、より客観的な立場から、当社の経営に反映していただくことが当社の経営における意思決定及び監督機能の強化並びに効率性の向上に資すると判断し、社外取締役に選任いたしました。同氏と当社との関係につきましては、上場取引所が定める独立性基準に抵触せず、高い独立性が認められることから、取締役会の決議をもって同氏を独立役員として指定しております。親会社及び業務執行から独立した立場で、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立って執行役を監督する機能並びに豊富な経験及び高い見識に基づき経営に対して助言する機能を通じ、取締役会の透明性及び健全性の向上に貢献する役割を担うとともに、指名・監査・報酬の各委員会の委員として活動することにより、監督機能を更に強化する役割を果たすものと認識しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数	12名

兼任状況 更新

		取締役との兼任の有無			使用人との

氏名	代表権の有無		指名委員	報酬委員	兼任の有無
高橋秀明	あり	あり	○	○	なし
平木明敏	あり	あり	×	×	なし
西家憲一	あり	なし	×	×	なし
相佐昌司	なし	なし	×	×	なし
大塚眞弘	なし	なし	×	×	なし
岡田裕之	なし	なし	×	×	なし
金谷史男	なし	なし	×	×	なし
坂本康彦	なし	なし	×	×	なし
諏訪部繁和	なし	なし	×	×	なし
瀬尾武久	なし	なし	×	×	なし
中野英治	なし	なし	×	×	なし
長谷川正人	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に他の業務執行部門の職位を兼務しない監査委員会担当者を配置しております。また、監査委員会は、監査業務を執行するため必要があると認めるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができることとしております。
監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員（以下、この項目において監査委員会等といいます。）の同意を得て執行役が行い、人事評価及び査定は、監査委員会等の意見を聴取のうえ、執行役が行うこととしております。
内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行いますが、予め、その理由について監査委員会等に説明をしなければならないこととしております。
なお、監査委員会担当者及び内部監査部門が監査委員会の職務を補助する場合においては、当該補助を行うことについて執行役の指揮命令を受けないこととしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人から、(1)監査実施計画の説明を受け、必要に応じて協議及び調整しております。また、(2)監査結果の報告を受け意見交換を行っております。さらに、(3)会計監査人がその職務を行うに際して執行役の職務の執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その報告を受けることとしております。また、監査委員会は、内部監査部門から監査実施計画の報告を受け、定期的に月次報告を聴取するとともに、監査委員会監査との連携を図るため、(1)監査委員会が必要と認める部門への内部監査部門による特別監査の実施及び(2)内部監査部門が実施する監査に盛り込む重点監査項目の設定を指示することができることとしております。なお、取締役会の定めるところにより、監査委員会がその職務の遂行に必要とする事項については、内部監査部門である監査室が監査委員会の指
揮命令に基づき、同委員会の監査を補助することとしております。内部監査部門は、内部統制の整備・検証をも担当しており、その状況を監査委員会に報告しています。また、内部監査部門以外の財務、コンプライアンス、リスクその他を担当するコーポレート部門等も内部統制につき一定の役割を担っており、職務の遂行状況を監査委員会に報告しています。

監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定する権限のほか、会計監査人の解任及び再任しないことに関する議案の内容を決定する権限並びに会計監査人が職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合又は会計監査人としてふさわしくない非行があった場合などにおいて当該会計監査人を解任する権限を有しております。監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として以下の内容を定めております。

1.解任
(1)監査法人である会計監査人が、公認会計士法第34条の21第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から計算書類の監査に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じられた場合、当該命令により会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事由に該当することとなるため、会計監査人は自動的に退任する。
(2)上記(1)に加え、内閣総理大臣による業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の命令が行われることが合理的に予想される等の事情により、会計監査人が会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると監査委員会が判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定する。
(3)上記(2)において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任する。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びそ
の理由を報告する。

2.不再任
(1)監査法人である会計監査人が、その社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事
由に該当した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。
(2)会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることを確保できないと判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定は、報酬委員会が行っております。
報酬委員会は、次に掲げる取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針を定め、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の額を決定しております。

1.当社経営を担う取締役及び執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画及び年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。
2.取締役及び執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを活かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。
3.当社が支払う報酬は基本報酬及び期末賞与とする。
(1)基本報酬　:取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、及びこれまで培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役及び執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする。
(2)期末賞与　:業績に連動するものとする。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第78期(自2014年4月1日　至2015年3月31日)有価証券報告書において開示した役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、次のとおりです。
取締役(社外取締役を除く):対象となる役員の員数4人
　報酬等の総額67百万円(報酬等の種類別の総額:基本報酬51百万円、期末賞与9百万円、退職慰労金7百万円)なお、当社は、2009年3月期に係る報酬から退職慰労金を廃止しておりますが、退職慰労金の廃止に伴う打ち切り日である2008年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金を対象者が取締役及び執行役のいずれをも退任した時に支給することとしていたことから、退職慰労金の支給を行ったものであります。
執行役:対象となる役員の員数8人
　報酬等の総額327百万円(報酬等の種類別の総額:基本報酬239百万円、期末賞与88百万円)
社外役員:対象となる役員の員数4人
　報酬等の総額44百万円(報酬等の種類別の総額:基本報酬37百万円、期末賞与6百万円)
なお、執行役を兼任する取締役に対しては、執行役としての報酬等を支給しており、取締役としての報酬等は支給しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会の定めた取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針は次のとおりです。

1.当社経営を担う取締役及び執行役が、長期的視点で経営方針を決定し、中期経営計画及び年度事業予算を立案・実行することにより、当社の企業価値を増大させ、株主等利害関係者に資する経営を行うことに対して報酬を支払う。
2.取締役及び執行役が経営に対してそれぞれの経営能力あるいは経営ノウハウ・スキルを活かし、十分な成果を生み出せるよう動機付けするために、短期及び中長期的な会社の業績を反映した報酬体系とし、顕著な成果に対しては相応の報酬を支払うことで報いる。
3.当社が支払う報酬は基本報酬及び期末賞与とする。
(1)基本報酬　:取締役及び執行役としての経営に対する責任の大きさ、及びこれまで培った豊富な経験、知見、洞察力、経営専門力等を活用した職務遂行への対価として個別に決定する。また、取締役及び執行役の人材確保のため、他社報酬レベルと比較して遜色のない水準とする。

(2)期末賞与　:業績に連動するものとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に専属するものではありませんが、取締役会及び指名、監査、報酬の各委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いて補助を行っております。取締役会及び指名、監査、報酬の各委員会を開催するに当たっては、原則として資料を事前に配付し、説明を行うこととしております。また、国内外の事業所における状況聴取の機会を設けること等により、社外取締役の情報収集の一助としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（監督体制の状況）
当社は、指名委員会等設置会社の機関構成をとっております。この体制のもとで取締役8名（全て男性）のうち4名の社外取締役（「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）附則の経過措置規定により、改正前の会社法に定める社外取締役の定義によります。）を選任し、会社法の規定に基づき指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会、報酬委員会、及び監査委員会は、それぞれ3名の委員（うち2名は社外取締役）で組織しております。各委員は取締役会の決議により定めております。
指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限等を有する機関であります。
監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定する権限等を有しております。
報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針及びそれに基づく個人別の報酬の内容を決定する権限等を有しております。報酬の内容の決定に関する方針として、上記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の方針を定めております。
なお、取締役会及び委員会の職務の執行を補助するため取締役会事務局を設置し、取締役会及び委員会の担当者を置いております。

（業務執行体制の状況）
業務執行については、取締役会から執行役に対して、業務の決定権限を大幅に委譲し、意思決定の迅速化を図っております。また、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するために、執行役（全て男性）は、経営会議を組織し、全社的に影響を及ぼす一定の重要な経営事項については、経営会議で審議を行ったうえで、権限を有する執行役が決定することとしております。また、製品及び市場の異なる複数の事業を擁する当社の特質に合致するとの判断から社内カンパニー制度を採用しております。

（内部監査組織の状況）
当社は、内部監査を担当する部門として監査室を置いております。監査室は、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき定期的に各事業所及び各グループ会社の業務執行状況及び経営状況を実査するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務等の是正勧告を行っております。また、執行役社長及び監査委員会に対して監査実施計画を事前に報告するとともに監査の結果を報告しております。実査については、内部監査支援業務を行う日立グループ企業に委託しております。これにより、株式会社日立製作所の進めるグループ内部統制監査と内部監査の融合を図りつつ効率的で、かつ重点的な監査業務の運営を行っております。また、必要に応じて、当社内の環境、安全、システムを担当する各部門と協力して実査を実施しております。

（監査委員会監査組織の状況）
監査委員会は、3名の委員(うち2名は社外取締役)で組織しております。監査委員のうち、鎌田淳一氏は過去に当社の経理・財務部門での経験を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものと考えております。監査委員会は、取締役及び執行役の法令・定款違反、経営判断の妥当性、内部統制システムの相当性の監査並びに会計監査を担っております。監査委員会の職務の執行は取締役会事務局の監査委員会担当者が補佐しております。この監査委員会担当者は、執行役からの独立性を確保するため他の業務執行部門の職位を兼務しないこととしております。監査委員会は、通常監査として、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき重要事項の報告聴取、監査委員による各事業所等及び各グループ会社への往査等の手段により監査を行っております。また、取締役及び執行役の法令・定款違反の行為等が見込まれる場合は、特別監査を実施することとしております。

（会計監査人の状況）
直前事業年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人の業務執行社員中山清美氏、片倉正美氏及び葛貫誠司氏であります。また、その指示により、必要に応じて新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士、会計士補等その他が、会計監査業務の執行を補助しました。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士補等1名、その他36名であります。

（責任限定契約の状況）
当社は、定款の規定に基づき、業務執行取締役等である者を除く取締役との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

指名委員会等設置会社の体制が、事業再編、戦略投資等全社経営に関わる施策の大胆かつ迅速な実行に資するものであり、さらに、指名、監査、報酬の各委員会及び取締役会において、社会一般の規範に精通し、より広い視野に立ち、かつ豊富な経験と高い見識を持った社外取締役により監督機能を強化し、経営助言機能を確保することが、経営の透明性、健全性及び効率性の向上に有効であるとの判断に基づき、この形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	原則として株主総会を第一集中日には開催しないこととしております。直前事業年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）に係る定時株主総会は、2015年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社が開設した専用のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知発送後、当該株主総会の前日の一定の時刻まで、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知の英訳を掲載しております。
その他	当社のウェブサイトにおいて、株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	「説明会」という形態ではありませんが、2005年より、メディア等主催の個人投資家向けIRフェア等に参加しております。製品やパネル展示、IR資料などを用い、経営方針やビジョン、事業概要などの説明を行い、個人投資家と直接対話する機会を設けております。説明はIR担当部門であるコミュニケーション部が行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、年度決算発表日翌営業日、第2四半期決算発表日翌営業日に開催する決算説明会において、経営方針やビジョン、中期経営計画の進捗状況などについて説明を行い、質疑応答に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、海外で海外投資家とのミーティングを開催し、経営方針やビジョン、中期経営計画の進捗状況などについて説明を行い、質疑応答に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトの「株主・投資家情報」に、決算短信及び決算説明補足資料（プレゼンテーション資料）、株主通信、有価証券報告書及び四半期報告書、アニュアルレポート、株主総会招集通知・決議通知等を掲載しております。また、同サイトにおいて「コーポレートガバナンス」については独立ページを設け、その体制を図式で説明しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コミュニケーション部がIR担当部署として活動しております。IR事務連絡責任者をコミュニケーション部長とし、実務取り纏めはコミュニケーション部IR・社内広報グループが担当し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員がとるべき行動の具体的基準として「日立金属グループ企業行動指針」及び「日立金属グループ行動規範」を定めております。これらは、「社会的責任と社会倫理の自覚」、「ビジネスパートナーと共に成長」、「社会とのコミュニケーションの促進」、「次世代に引き継ぐ環境に配慮」、「働きやすい職場づくりと社会への貢献」をその骨子としており、株主、顧客その他の取引先などのステークホルダーの立場の尊重に関する指針を含んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境経営を経営上の主要課題の一つとしており、「日立金属グループ環境保全基本方針」に基づいて、グループ全体の環境経営を推進しております。カンパニー統合型の環境マネジメントシステムを構築し、環境コンプライアンスの強化及びライフサイクルを通じて環境負荷低減に寄与する製品（環境適合製品）の拡大に努めています。CSR活動については、「日立金属CSRガイドブック」を製作し、従業員に向けて配付し、研修を行っております。コン

	プライアンス関係では、以下の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載した内容の取り組みを行っております。社会貢献関係では、当社の規模に見合った貢献を持続的に行うという方針のもと、スポーツ、教育、地域社会への貢献、寄付、ボランティア活動及び災害支援を展開しております。なお、当社の環境会計、環境保全活動及びCSR活動に係る情報は、「CSR報告書」として開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーへの情報公開等に関する方針として、IR活動方針を定めております。同方針につきましては、ガイドライン第５条（情報開示及び対話）を参照ください。また、「日立金属グループ企業行動指針」において、株主をはじめ広く社会に対し、公正かつ透明性の高い企業情報を適時・適切に開示するとともに、社会との双方向のコミュニーケーションを促進し、信頼関係を築く旨を規定しており、上場取引所における開示、ウェブサイト等を通じて、決算内容にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める内部統制システムに係る基本方針を取締役会で決議し、これを整備しております。その具体的な内容は、次のとおりであります。

1. 当社の監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
1) 監査委員会は、必要に応じ、常勤の監査委員を選定する。常勤の監査委員が欠けた場合又は常勤の監査委員を選定しない場合において、監査委員会がその職務を補助すべき取締役を置くことを求めたときは、取締役会は当該取締役を定める。
2) 監査委員会の職務を補助するため、取締役会事務局に監査委員会担当者を置く。
3) 監査委員会は、監査を行うために必要があるときは、執行役が所管する内部監査部門に対し、監査委員会の職務の執行を補助させることができる。

(2) 上記(1)の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当社の監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1) 取締役会事務局の監査委員会担当者は、他の業務執行部門の職位を兼任しない。
監査委員会担当者の任免及び懲戒は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員(以下「選定監査委員」という。)の同意を得て、執行役が行う。また、監査委員会担当者の人事評価及び査定は、監査委員会又は選定監査委員の意見を聴取のうえ、執行役が行う。
2) 内部監査部門長の任免及び懲戒並びに人事評価及び査定は、執行役が行うが、あらかじめ、その理由を監査委員会又は選定監査委員に説明しなければならない。
3) 監査委員会の職務を補助する者が補助を行うに当たっては、執行役の指揮命令を受けない。

(3) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1) 執行役は、次に掲げる文書を監査委員会に提出する。
経営会議資料、執行役の決裁書類、中期経営計画及び予算審議資料、月次及び四半期の決算書類、内部監査部門の業務監査報告書
2) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社(外国の事業体も含む。以下同じ。)における業務運営の監査を行い、その結果を監査委員会又は選定監査委員に報告する。
3) 執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査委員に報告する。
4) 当社の執行役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から監査委員会への報告は、選定監査委員への報告をもって行う。
5) 当社は、当社及び子会社の業務に従事する者が、当社及び子会社の業務における法令等に対する違反行為又は不適切な行為に係る事実(以下「違法行為等」という。)を発見したときに、当社の通報窓口に報告することができる制度(以下「コンプライアンス・ホットライン」という。)を整備する。通報窓口の責任者は、違法行為等の報告を受けたときは、速やかに、選定監査委員に報告するものとする。また、監査委員会に対し、直接、発見した違法行為等を報告することができる制度を整備する。当社は、これらの制度に基づき違法行為等の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。

(4) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役会事務局が担当し、監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理する。

(5) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 選定監査委員は、内部監査部門長が翌事業年度に係る監査計画を策定する場合、当該監査計画の内容について意見を述べることができる。内部監査部門長は、策定した監査計画を監査委員会に報告しなければならない。
2) 監査委員会又は選定監査委員は、会計監査人、執行役、内部監査部門長及び業務執行部門の責任者と意見交換を行う。

2. 当社の執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1) 当社は、当社及び子会社の業務の運営において、法令及び定款の遵守並びに社会倫理の尊重を図るため、行動の指針を定め、周知する。
2) 当社の執行役は、経営会議を組織して、当社、又は当社及び子会社から成る企業集団(以下「日立金属グループ」という。)に影響を及ぼす当社又は子会社の重要な経営事項について審議し、又は報告を受ける。
3) 当社は、コンプライアンス・ホットラインを整備する。コンプライアンス・ホットラインの担当部門は、違法行為等の報告を受けたときは、報告内容に係る事実関係を調査し、必要に応じて、当社の執行役に対して是正措置の検討を要請するほか、再発防止のために適切な措置をとるものとする。
4) 日立金属グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針とする。当該方針の実効性を確保するため、担当部門を置き、反社会的勢力に係る情報の管理、取引の遮断その他の対応に関する制度を整備するとともに、警察等外部専門機関との緊密な連携に努めるものとする。

3. その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための当社における体制の整備
(1)当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1) 経営会議資料、決裁書類その他の執行役の職務の執行に係る文書は、文書の保存及び管理に係る社内規則に基づき、各業務執行部門において保存及び管理する。
2) 選定監査委員は、各業務執行部門において保存及び管理する執行役の職務の執行に係る文書を閲覧、謄写又は複写することができる。

(2)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社の執行役は、コンプライアンス、反社会的勢力、財務、調達、環境、災害、品質、情報管理、輸出管理等に係る損失の危険について、各業務執行部門を指揮し、必要に応じて社内規則、ガイドライン等を制定し、マニュアルの作成及び配付、教育並びに業務監査を行い、当社の損失の危険を回避もしくは予防し、又は管理する。当社は、これらの規則等を子会社に提供し、その規模等に応じて当社に準じた規則等の整備を行わせる。
2) 当社の執行役は、当社及び子会社において現実化した損失の危険の報告を受け、迅速に対応するための組織を置く。
3) 当社の執行役は、当社及び子会社において新たに生じた損失の危険に対応するため、必要な場合は、関係業務執行部門に示達するとともに、速やかに対応責任者を定める。
4) 当社の執行役は、当社及び子会社において損失の危険が現実化した場合には、速やかに監査委員会に報告する。

(3)当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
――――――2. 2)に加え、以下に掲げる体制を整備する。
1) 当社は、日立金属グループの連結企業価値の最大化を目的として、連結経営の基本方針を定める。

2) 当社の取締役会は、当社の業務を戦略的かつ計画的に運営することで市場競争力を強化し、企業価値を高めるため、中期経営計画及び予算を決定し、業績を管理する。執行役は、当該管理の実効性を確保するため、予算及び業績の管理制度を整備する。
当社は、連結中期経営計画及び連結予算を策定するに当たり、子会社と相互に情報を共有し、各会社のみならず日立金属グループ全体で最適な戦略の構築を図るとともに、連結業績を管理する。
3) 当社の執行役は、各業務執行部門の責任者の権限及び責任を明確にし、意思決定及び職務の執行に係る手続を統制するための社内規則を整備する。
4) 当社は、親会社及び子会社とともに財務報告に反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を行う。
5) 当社は、子会社の管理を担当する部門を定め、諸施策の周知、情報の収集、子会社の業務運営の支援等を行う。

(4)当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
――――――2. 1)、3)及び4)に加え、以下に掲げる体制を整備する。
1) 当社は、コンプライアンス担当部門を所管し、コンプライアンス体制を整備することを職務とするコンプライアンス統括責任者を定める。コンプライアンス統括責任者は、当社の代表執行役がその任に当たる。
2) 当社の執行役は、内部監査部門を置き、当社及び子会社に対する業務運営の監査を行わせる。また、当社は、親会社の内部監査部門が、当該親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、当社及び当社子会社の業務に係る業務運営の監査を行うときには、これに協力する。当社は、これらの監査の結果を検討して、業務の運営を改善する。

(5)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
――――――2. 2)及び3. (3) 5)に加え、以下に掲げる体制を整備する。
当社は、必要に応じて子会社に取締役及び監査役を派遣する。当該取締役及び監査役は、当社の執行役又は選定監査委員の求めがあった場合には、その職務の執行の状況を報告する。

(6)その他当社の業務と当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1) 当社は、業務の運営及び取引では、親会社からの自律性を保つことを方針とする。親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行うに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、これを決定する。
2) 当社は、親会社及び子会社との取引を市価を基準として公正に行うことを方針とする。
3) 子会社の業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対してその規模等に応じた体制の整備を行わせる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを方針としております。本方針の実効性を確保するため、以下の体制を整備しております。
(1)反社会的勢力に係るリスクについては、リスク対策担当部門を所管部門とし、各事業所にリスク対策責任者及び担当者を置き、リスク情報の集約及び提供並びにリスク事案への対応要領の説明を行っております。
(2)警視庁、管轄警察署をはじめ、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士会等外部専門機関等との緊密な連携を確保するため、適宜、訪問連絡等を行い、反社会的勢力に関する情報を蓄積するとともに、反社会的勢力による被害の可能性が生じた場合には、速やかにこれらの機関への通報・相談等を行い、連携して対応することとしております。
(3)反社会的勢力との取引を遮断するため、反社会的勢力との取引の防止に関する規則を定め、各部門が新たな相手方と取引を行うときにリスク対策担当部門が審査を行う制度を設けるとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入に努めております。また、リスク対策担当部門が内部監査を実施し、遵守状況の確認を行っております。
(4)反社会的勢力への対応に関する従業員の自覚を高めるため、「反社会的勢力及び団体からの接触や要求を断固として拒否する」旨の宣言を記したガイドブック等を配付し、その周知に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として以下の内容を定めております。
「当社は、開発型企業として、継続的に基盤技術の高度化を図り、新技術に挑戦することによって新製品及び新事業を創出し、新たな価値を社会に提供し続けることを事業活動の基本としております。これを推進するため、株式会社日立製作所を親会社とする日立グループの一員として、同社との関係において事業運営及び取引では自律性を維持しつつ、研究開発協力等を通じて同グループ各社と緊密な協力関係を保ち、その経営資源を有効に活用することで、高品質の製品及びサービスの提供を図ることとしております。また、当社は、上場会社として、常に株主、投資家及び株式市場からの期待及び評価を認識し、情報の適時かつ適切な開示につとめるとともに、持続的成長の実現に資する経営計画の策定、企業統治の強化等を通じて、合理的で緊張感のある経営を確保することが重要であると認識しております。これらにより、当社は、企業価値の向上及び親会社のみならず広く株主全般に提供される価値の最大化を図ってまいります。」

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
1. 会社情報の開示に関する指針
当社は、(1)情報開示を積極的に行って、透明性の高い「開かれた企業」として信頼を得るよう努めること、(2)株主の皆様、お客様、お取引先様など当社に関係する方々に対して、当社の経営理念、経営方針、事業活動など社会と関わりのある情報についても積極的に開示することを行動の指針に掲げております。
この指針のもと、当社は、次項に掲げる社内体制により金融商品取引法等の諸法令及び上場取引所の定める規則を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行います。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
当社では、会社情報の適時開示について、コミュニケーション部を中心とする以下の社内体制により対応しております。
(1)社内規則により適時開示すべき事実の種類に応じて情報の所管部を定め、開示すべき事実の発生が予想される場合は、所管部がこれをコミュニケーション部に通知することとしております。また、実際にその事実が発生した場合には、その所管部が事実を確認し、コミュニケーション部に内容を通知いたします。グループ会社に関して適時開示すべき事実については、その所管部を通じて同様に情報が通知されます。
(2)当社の決定に係る事実については、適時開示すべき事実に当たるものは原則として経営会議に付議することとしております。経営会議の運営を担当する経営企画センターは、この会議に付される議案の内容をあらかじめコミュニケーション部に通知いたします。
(3)コミュニケーション部は、以上の手続きにより通知された情報について上場取引所の規則に照らして開示の要否を判定いたします。
(4)判定の結果、この情報が開示事項に該当する場合には、コミュニケーション部が所管部等の協力のもと速やかに開示いたします。
(5)通期の決算情報については、決算を担当する財務部が作成し、取締役会の承認を得て、コミュニケーション部が開示いたします。四半期の決算情報については、財務部が作成し、執行役社長の承認並びに取締役会での報告を経て開示いたします。なお、金融商品取引
法に基づき、標準的なフレームワーク(COSOフレームワーク)により財務情報に関する内部統制システムの整備を進め、財務情報についての信頼性の一層の向上を図っております。
また、当社では、タイムリーで質の高い情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、適時開示にとどまらず、個別事業の内容や中期経営計画の開示を積極的に行うこととしております。

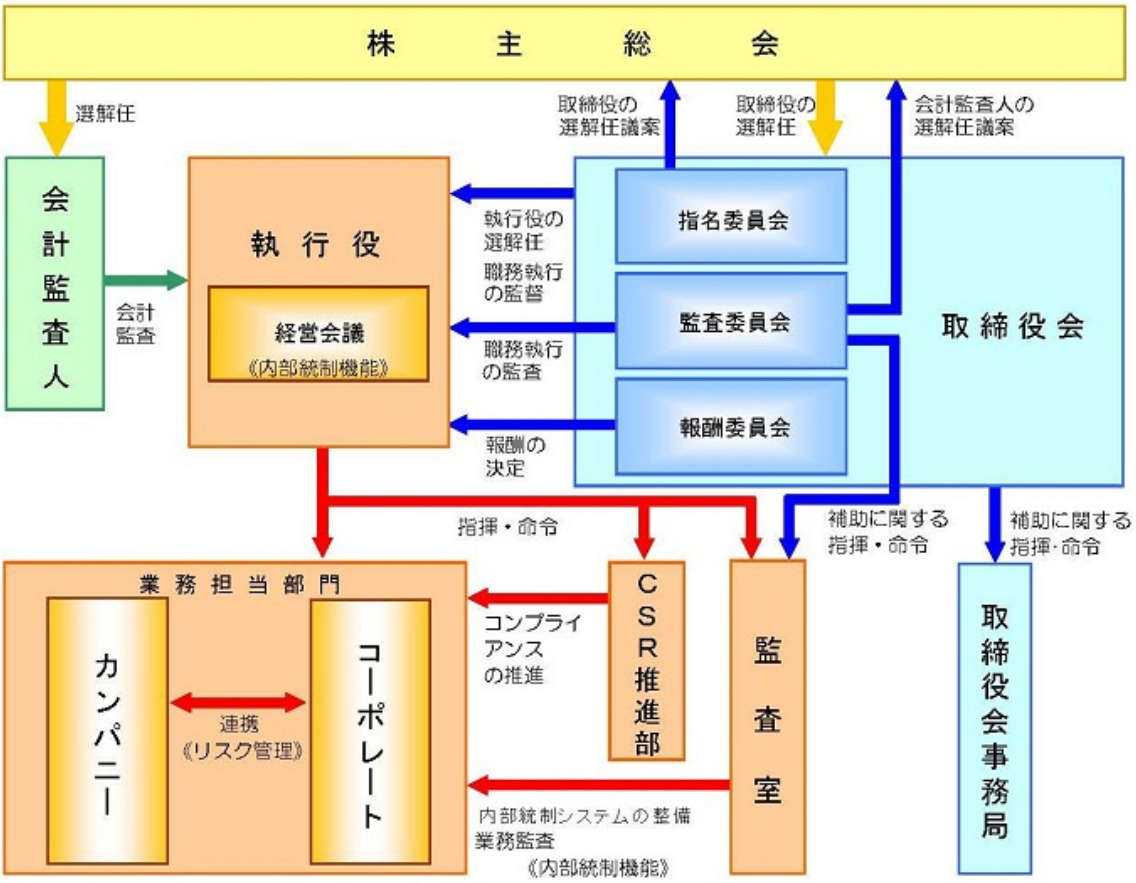
株　主　総　会
選解任
取締役の
選解任議案
取締役の
選解任
会計監査人の
選解任議案
会計監査人
会計
監査
執　行　役
経営会議
《内部統制機能》
執行役の
選解任
職務執行
の監督
職務執行
の監査
報酬の
決定
指名委員会
監査委員会
報酬委員会
取締役会
指揮・命令
補助に関する
指揮・命令
補助に関する
指揮・命令
業務担当部門
カンパニー
連携
《リスク管理》
コーポレート
コンプライ
アンス
の推進
CSR推進部
監査室
内部統制システムの整備
業務監査
《内部統制機能》
取締役会事務局